

平成 24 年 3 月 16 日改正

# 株式取扱規則

静岡県磐田市新貝2500番地

ヤマハ発動機株式会社

# 株 式 取 扱 規 則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主管理名簿人、同事務取扱場所および同取次所は、以下のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

名古屋市中区栄三丁目 15 番 33 号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

非振替新株予約権に係る取次所

三井住友信託銀行株式会社本店および全国各支店

## 第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 151 条第 1 項に規定された

通知（以下「総株主通知」という。）等機構からの通知（振替法第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

（株主名簿記載事項に係る届出）

第4条 株主および登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（法人株主等の代表者）

第5条 株主等が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（共有株主の代表者）

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（法定代理人）

第7条 株主等の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および

解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

2 前項の常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(その他の届出)

第9条 第4条から前条までに定める届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。

2 証券会社等および機構で受理または取り次ぐことができない届出は、当社の定める書式により、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(機構経由の確認方法)

第10条 当社に対する株主等からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなすものとする。

### 第3章 株主確認等

(株主確認等)

第11条 株主等（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」

- という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 当会社に対する株主等からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主等本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
  - 3 代理人による請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主等が署名または記名押印した委任状（当会社が当該委任状の成立の真正を確認する必要があると認めるときは、委任状および印鑑登録証明書その他の委任状の成立の真正を証する資料）その他代理権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
  - 4 代理人についても第1項および第2項を準用する。
  - 5 当会社は、請求等を行う者について第1項から前項までの規定により資料その他書面の提出を求めた場合、その提出がない限り、当該請求等を受理しない。
  - 6 当会社は、株主名簿、総株主通知または個別株主通知等により表示された株主のほか、当会社の株式につき権限または利害を有する者その他の関係者（運用委託先および保管銀行を含む。）に対し、コミュニケーションの実践、株主判明調査その他当会社によるIR活動の円滑な実行に資する情報を得るため、当会社が必要であると合理的に判断する事項（運用委託先の名称および委託株式数、株主権行使に関する権限の状況、実質的な受益者に関する事項を含む。）の情報提供を要請することができる。この場合において、当該要請を受

けた者は、これに対し協力するよう努めるものとする。

## 第4章 少数株主権等の行使手続

(少数株主権等の行使手続)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、法令で定める期間内に、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

(請求等の際の資料の提出)

第13条 株主等が請求等をする場合、当社は、当該株主等に対し、当該請求等の適法性その他の必要な事項を確認するための資料または株式振替手続に関して必要な資料の提出を要求することができる。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載方法)

第14条 株主総会の議案が株主の提出に係るものである場合、会社法施行規則第93条第1項により会社が定める分量は次のとおりとする。

- ①提案の理由 各議案ごとに400字
- ②提案に関する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項  
各候補者ごとに400字

(株主総会における議決権行使)

第15条 同一の株主総会において、当社の指定する議決権行使サイトまたは議決権電子行使プラットフォーム（以下総称して「インターネット等」という。）により複数回、同一の議案について議決権が行使されたことを当社が認知した場合、最

後に行われたもの（当会社の定める行使期限までに行使されたものに限る。）を有効な議決権行使として取り扱う。

- 2 同一の株主総会において、インターネット等と会社法第301条第1項に規定された議決権行使書面（以下「議決権行使書面」という。）の両方で、同一の議案について議決権が行使されたことを当社が認知した場合、後に到着したもの（当会社の定める行使期限までに到着したのものに限る。）を有効な議決権行使として取り扱う。ただし、両者が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱うものとする。
- 3 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示がされたものとして取り扱う。
- 4 会社法第310条に基づき株主総会における議決権の行使につき株主より代理権の授与を受けた者は、当該株主の議決権行使書面を受領し、当該議決権行使書面を当社に提出しなければ、当該株主総会において代理人として議決権を行使することができない。
- 5 会社法第298条第1項第5号および同法施行規則第63条に基づき取締役会が株主総会の招集に際して当該株主総会における議決権行使に関する事項を定めた場合には、前4項のほか、当該定めによる。

## 第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第16条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行い、当該買取請求と共に、当該買取請求に係る買取代金の支払日を当該買取請求に係る振替株式についての振替日とする振替の申請も行うものとする。

(買取価格の決定)

第17条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第18条 当社は、前条により算出された買取価格から第27条に定める手数料を差し引いた額を買取代金とし、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。



(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替えるものとする。

## 第6章 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第20条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第21条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数(当該買増請求がなされた日において当社がその保有目的または最低保有株式数を定めている場合には、当該保有目的または最低保有株式数に係る自己株式数を除く。)を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第22条 買増請求の効力は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第23条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第24条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第27条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第25条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

① 12月31日

② 6月30日

③ その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第26条 特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第8章 手数料

(手数料)

第27条 第16条の单元未満株式買取請求および第20条の单元未満株式買増請求に係る手数料は、次のとおりとする。以下の算式

により1単元当たりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第17条(買取価格の決定)に定める1株当たりの買取価格また第23条(買増価格の決定)に定める1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

## 第9章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第28条 当社は、以下に定める場合には振替法第151条第8項に規定された正当な理由があるものとして総株主通知を機構に請求することができる。

- ①当社が、法令、金融商品取引所規則、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主等に対して通知をするために必要がある場合。
- ②当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、または官公署もしくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要がある場合。

- ③当社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとする場合。
- ④上場廃止、免許取消しその他当社または株主等に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要がある場合。
- ⑤株主等（株主として議決権その他の権利を実質的に行使することができる者その他の関係者を含む。以下本条⑧までおよび次条⑥から⑨までにおいて同じ。）とのコミュニケーションの実践その他IR活動の円滑な実行のために、株主等の情報を確認する必要がある場合。
- ⑥少数株主権等の行使の可能性が認知された場合で、株主等の情報を確認する必要がある場合。
- ⑦金融商品取引法第27条の23に規定された大量保有報告書（同法第27条の25に規定された変更報告書を含む。以下「大量保有報告書」という。）、同第27条の3に規定された公開買付届出書（同法第27条の8に規定された訂正届出書を含む。以下「公開買付届出書」という。）もしくは同法第163条に規定された報告書（以下「売買報告書」という。）の提出または不提出その他法令等に基づき行われる手続きまたは行為に関連して、株主等の情報を確認する必要がある場合。
- ⑧当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）に関する特定買収者等の認定、発動要件の確認、株式の異動状況の確認、新株予約権の割当てまたは取得、その他本プランに関連した諸対応の検討を行うために、株

主等の情報を確認する必要がある場合。

⑨その他①から⑧までに準ずる場合。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第29条 当社は、以下に定める場合には振替法第277条に規定された正当な理由があるものとして情報提供請求を機構に請求することができる。

①株主等の同意がある場合。

②株主等と自称する者が株主等であるかどうかを確認するために必要がある場合。

③会社法第116条、第469条、第785条、第797条および第806条に基づく株式買取請求、同法第234条に基づく端数処理の代金交付、同法第453条に基づく剰余金の配当、同法第796条第4項に基づく簡易組織再編への反対、同法第847条に基づく株主代表訴訟、その他株主が株主権行使の要件を充たしているかどうかを確認するために必要がある場合。

④当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、または官公署もしくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要がある場合。

⑤上場廃止、免許取消しその他当社または株主等に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要がある場合。

⑥株主等とのコミュニケーションの実践その他IR活動の円滑な実行のために、株主等の情報を確認する必要がある場合。

⑦少数株主権等の行使の可能性が認知された場合で、株主等

の情報を確認する必要がある場合。

- ⑧大量保有報告書、公開買付届出書もしくは売買報告書の提出または不提出その他法令等に基づき行われる手続きまたは行為に関連して、株主等の情報を確認する必要がある場合。
- ⑨本プランに関する特定買収者等の認定、発動要件の確認、株式の異動状況の確認、新株予約権の割当てまたは取得、その他本プランに関連した諸対応の検討を行うために、株主等の情報を確認する必要がある場合。
- ⑩その他①から⑨までに準ずる場合。

以 上